

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針のポイント

．基本的考え方

中小・地域金融機関について、金融監督に関する基本的考え方を示すとともに、金融審議会金融分科会第二部会報告（平成15年3月27日）等を踏まえ、指針策定の趣旨を規定。

1．金融監督に関する基本的考え方

金融監督の目的と監督部局の役割を明らかにした上で、監督に当たっての基本的考え方として、検査部局との適切な連携の確保、金融機関との十分な意思疎通の確保、金融機関の自主的な努力の尊重、効率的・効果的な監督事務の確保を規定

2．監督指針策定の趣旨

監督指針策定の経緯、監督指針策定の趣旨、監督指針の位置付けについて規定

．銀行監督上の評価項目

中小・地域金融機関の監督について、「多面的な評価に基づく総合的な監督体系の確立」を図る観点から、新たにコーポレートガバナンスや経営の質、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も踏まえ評価項目を規定した上で、評価項目ごとに、意義、主な着眼点、監督手法・対応を示した。

1．経営管理

アクションプログラムを踏まえ、金融機関の経営管理に関する規定を抜本的に拡充し、取締役会等が適切に機能しているかとの観点から着眼点を整理するとともに、以下の監督手法・対応を整備した。

経営管理に関する状況を含め、より多面的・総合的に金融機関の状況を把握する観点から、現在の業務再構築ヒアリングを抜本的に拡充し「総合的なヒアリング」を導入

金融機関の経営者に財務局幹部が直接面談するトップヒアリングの項目として、経営管理を対象とすることを明確化

内部監査の適切な機能発揮を図る観点から、新たに「内部監査ヒアリング」を導入

監査役や社外取締役の活動状況について、必要に応じてヒアリングを実施

2．財務の健全性等

早期是正措置、早期警戒制度が視野に入れてきた 自己資本、収益性、信用リ

スク、市場リスク、流動性リスクの領域について、各評価項目ごとに、意義や着眼点を明確化

3. 業務の適切性

法令等遵守

不祥事件等について新たに項目を設け規定を整備するとともに、資本の額の増加の手續等、本人確認、疑わしい取引の届出について本項目として整理

事務リスク

事務リスクを監督上の評価項目として新たに設け、事務リスク管理態勢等に関する監督上の対応を整理

システムリスク

システムリスクを監督上の評価項目として新たに設け、セキュリティ対策、システム監査、システム統合リスク等に関する監督上の対応を整理

顧客保護等

顧客保護を監督上の評価項目として新たに設け、本項目として以下を整備
与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能
顧客情報管理
預金口座の不正利用防止

危機管理体制

危機管理の重要性を踏まえ、危機管理体制を監督上の評価項目として新たに設け、平時及び危機発生時における対応、風評リスクへの対応、危機管理マニュアルの策定など、危機管理体制に関する監督上の着眼点を明確化

4. 地域貢献

アクションプログラムを踏まえ、地域貢献を監督上の評価項目として新たに設け、
地域貢献に関する基本的な経営姿勢
情報開示
地域貢献が収益力や財務の健全性に与える影響
に関し監督上の着眼点を整理するとともに、具体的な監督手法・対応を規定

5. 中小企業金融の再生の促進

リレーションシップバンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を推進する観点から、中小企業金融の再生の促進を監督上の評価項目として新たに設け、創業・新事業支援機能等の強化、経営相談・支援機能の強化、早期事業再生に向けた取組み、担保・保証に過度に依存しない融資等新しい中小企業金融への取組みの強化の状況について、アクションプログラムに基づきフォローアップを実施

6. その他

銀行持株会社等の監督に関しては、子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、銀行持株会社等について監督上の評価項目として新たに設け、監督上の着眼点を明確化

1. 一般的な事務処理

監督事務の流れ

財務局間における行政の統一性を確保する観点から、本項目として、一般的な監督事務の流れ及び オフサイトモニタリングの年間スケジュールを整理

検査部局等との連携

検査部局等との連携の重要性に鑑み、現行事務ガイドラインにおける規定を整理するとともに「検査・監督連携会議」の設置、預金保険機構が実施する検査（名寄せ検査、保険料検査）との連携について新たに規定

銀行に関する苦情・情報提供等

貸し渋り・貸し剥がしホットラインで受け付けた情報に係る監督上の対応を監督指針において明確化

法令解釈等の照会を受けた場合の対応

ノーアクションレター制度における事務手続きを監督指針において明確化

2. 銀行法等に係る事務処理

現行事務ガイドラインを整理するとともに、業務改善命令の履行状況の報告義務の解除の基準を明確化

3. 行政指導等

行政指導等を行う際の留意点及び面談を行う際の留意点を明確化

（注）全業態（預金取扱い金融機関、証券会社、保険会社、金融会社等）に共通する留意点の明確化の一環として監督指針に規定

1. 共通事項

銀行の監督事務と同様、財務局における行政の統一性を確保する観点から、オフサイトモニタリングの年間スケジュールを整理したうえで、業態別（信金・信組・労金）に銀行に関する監督指針の規定の準用状況を一覧表に整理

アクションプログラムを踏まえ、総代会の機能向上に向けたヒアリングや中央機関に対するヒアリングなど協同組織金融機関の特性を踏まえた監督上の手法・対応を整備

2. 業態別（信金・信組・労金）関係

現行事務ガイドラインに規定している「各業態固有の着眼点」等を規定

「地域貢献」や「中小企業金融再生」については、各業態の業務の実態等を踏まえ、適用